

(厚生労働委員会)

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送

付）要旨

本法律案は、戦没者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、昭和六年九月十八日以後に死亡した者の妻として、令和五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面百十万円、五年償還の国債を支給する。

二、昭和六年九月十八日以後に死亡した者の妻として、令和十年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面百十万円、五年償還の国債を支給する。

三、この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、二は、令和十年四月一日から施行する。